

文京区根津一丁目障害者住宅

あき家入居者募集案内

募集戸数 単身用 1戸

家族用 ※空き家はありませんが補欠者のみ募集します。

今回の募集にあたっては、使用予定者と補欠者を決定します。

補欠者は、使用予定者に使用者の資格が無い場合や辞退した場合、又は、今後1年以内(令和9年9月15日まで)にあき家が生じた場合に使用予定者となります。

申込期間

令和8年8月17日(月)

～8月31日(月)

申込方法
提出先
問合せ先

- 使用申込書に必要事項を記入し、下記提出先に郵送、又は直接持参してください。
 - 使用申込書の「抽せん番号のお知らせ」と「抽せん結果のお知らせ」に必ず85円切手を1枚ずつ貼ってください。
- (注) 申込みは1世帯につき1通です。同一人の氏名を2通以上の申込書に記載するなど、重複申込みは無効となります。

<申込書提出先・問合せ先>

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号
文京シビックセンター11階北側 文京区福祉住宅サービス
平日 午前8時30分から午後5時15分まで
電話 03-5803-1238(直通)

郵送の場合8月31日(月)までに必着

※消印有効ではありません。

抽せん日
会場

令和8年9月16日(水)午前10時から
文京シビックセンター11階北側
1102 会議室

● 目次

- 障害者住宅の概要……………▶ 2ページ
- 月額使用料（例）……………▶ 2ページ
- 申込資格……………▶ 3ページ
- 所得基準の見方……………▶ 5ページ
 - A 給与所得の方……………▶ 6ページ
 - B 事業等所得の方……………▶ 8ページ
 - C 年金を受けている方……………▶ 10ページ
 - D 特別控除について……………▶ 11ページ
- 申込書の書き方……………▶ 13ページ
- 申込みから入居まで……………▶ 16ページ
- 申込み受付場所……………▶ 17ページ

● 障害者住宅の概要

障害者住宅とは、障害者に配慮した設備（可動シンク、可動洗面台等）を備えた集合住宅です。

所在地	文京区根津一丁目 15 番 12 号
交通	東京メトロ千代田線「根津」駅下車 徒歩 3 分
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数・戸数	13 階建（エレベーター付）の 1 階・6 戸
間取り	（単身用）約 6 畳（洋室）、台所、浴室、トイレ （家族用）約 6 畳（洋室）、約 4 畳（洋室）、台所、浴室、トイレ
設備等	エアコン、電磁調理器、可動シンク、可動洗面台

※犬、猫などの動物は飼育できません。

● 月額使用料（例）

（単身用の場合）

所得金額	0 円 1,248,000 円	1,248,001 円 1,476,000 円	1,476,001 円 1,668,000 円	1,668,001 円 1,896,000 円	1,896,001 円 2,232,000 円	2,232,001 円 2,568,000 円
単身用 33.0㎡	21,100 円	24,300 円	27,800 円	31,400 円	35,900 円	41,400 円

（家族用二人世帯の場合）

所得金額	0 円 1,628,000 円	1,628,001 円 1,856,000 円	1,856,001 円 2,048,000 円	2,048,001 円 2,276,000 円	2,276,001 円 2,612,000 円	2,612,001 円 2,948,000 円
家族用 44.2㎡	28,200 円	32,600 円	37,300 円	42,100 円	48,100 円	55,500 円

- 住宅使用料の支払いは、口座振替となります。
- 一定の事由がある場合に減免することができます。
- この他に共益費 1,500 円及び住宅内で使用した光熱水費等の負担があります。

入居するには、次のものが必要になります。

- 保証金（使用料の 2 月分）
- 連絡先となる方

- ・日本国内に住所を有する成年者で、使用者が入居する住宅に同居しない方
- ・日本国内に連絡が取れる拠点を常設している法人

※連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、使用者が使用料を滞納した場合に、使用者又はその相続人に対して使用料等を請求するにあたり、連絡することがあります。

（連絡先となった方へ使用料等を請求することはありません。）

● 申込資格

申込みができる方は、申込日現在、次の1～6（4～6は単身用・家族用共通）のすべてにあてはまる方に限ります。

◎単身用障害者住宅

- 1 身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方又は愛の手帳1～3度の交付を受けている方で現在一人暮らしであること。
- 2 文京区内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票で証明できること。（外国人については、在留資格の確認ができること。）
- 3 所得が定められた基準内であること。

所得金額	0円～2,568,000円
------	---------------

※別居する所得税法上の扶養親族がある方は、福祉住宅サービスにお問合せください。

※所得基準の見方については、5～12ページをご覧ください。

◎家族用障害者住宅

- 1 申込者及び現在同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係、婚約者及び事実上親族と同様の事情にある者を含む。以下、「同居親族」という。）で構成する世帯でそのうち1人以上が、身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方、又は愛の手帳1～3度の交付を受けている方であること。

※入居後にこの条件を満たさなくなった世帯は速やかに退去していただきます。

◇事実上親族と同様の事情にある者とは「婚姻により生じる義務と同等の関係を有すると認められる同性の者（配偶者を有する場合を除く。）及び「里親に委託された児童」をいいます。

当選者には資格審査までに要件を満たしていることを確認できる公的書類（文京区パートナーシップ宣誓書受領証又は合意契約公正証書、委託決定通知書等）をご提出いただきます。

詳しくは福祉住宅サービスまでお問合せください。

- 2 手帳の交付を受けている方が文京区内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票で証明できること。（外国人については、在留資格の確認ができること。）
- 3 所得が定められた基準内であること。

2人世帯の場合の所得金額	0円～2,948,000円
--------------	---------------

※家族人数が3人以上の場合は1人増えるごとに38万円を加算してください。

※申込者または同居親族に別居する所得税法上の扶養親族がある方は、福祉住宅サービスにお問合せください。

※所得基準の見方については、5～12ページをご覧ください。

◎単身用・家族用障害者住宅共通

4 自立して日常生活が営めること。

（歩行、食事、着脱衣、入浴、排せつ等の日常生活の基本的な動作の大半を介護によらなければならぬ状態の方でも、当該住宅入居後も常時居宅においてその介護を受ける場合は申込みができます。）

5 現に住宅に困窮していること。

申込者及び同居親族に、(1) 住宅又は土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方及び借地上の住宅に共有持分がある方を含む。）、(2) 公的な住宅（UR賃貸住宅、公社住宅及び公営住宅）の名義人がいる場合は、申込みはできません。ただし、(1) については、次の場合に限り申し込むことができます。

①著しく老朽化し、かつ法的に再建築が不可能である住宅を所有しており、その住宅を取り壊す予定である。

なお、二次審査で家屋の解体工事契約書等を、入居後2か月以内に家屋の解体を証明する閉鎖事項証明書を提出していただきます。

②正当な事由による立退要求等により、住宅または土地の所有者でなくなる（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。

なお、二次審査で所有権移転を証明する登記事項証明書を提出していただきます。

6 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。

※ここでのいう暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

●外国人は、1、2のほかに、日本に永住または定住することを認められた方であること。また、同居者は、日本で住民登録をしており、在留資格が確認できること。

● 所得基準の見方

(1) 所得の種類を確認してください

給与所得とは

給料、賃金、ボーナス等の所得です。

例えば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

なお、「年収」とは給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なります。



A 6～7ページをご覧ください

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得です。

例えば、自営業、外交員等の所得をいいます。

確定申告書で確認してください。



B 8～9ページをご覧ください

年金所得とは

厚生年金、老齢年金、国民年金、共済年金等の所得です。

なお、個人年金は税法上『雑所得』であり「年金所得」ではなく「事業等所得」になります。



C 10ページをご覧ください

★所得とならないもの

① 次の収入は所得となりません。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得

② 給与所得及び事業所得は、過去に収入があっても、申込期間の時点で退職又は廃業により収入がない場合は、その収入に限り所得になりません。

※二次審査で、状況を証明する資料を提出していただきます。

(2) 申込者及び同居親族の所得の合計はいくらですか

収入のある方の 名前	①総収入	②所得—③特別控除(2)=④個人所得 ※マイナスになる場合は0円
	円	— = 円
	円	— = 円
	円	— = 円
合計		⑤所得合計 円

⑤所得合計

⑥特別控除(1)

⑦差引所得金額

円 — 円 = 円

① 6～10ページで個人の総収入額を確認します。

② 6ページ（給与所得）・10ページ（年金所得）の計算式に①総収入をあてはめて、障害者住宅の個人所得を確認します。

③ 12ページの個人に係る特別控除を確認します。

④ 個人所得を計算します。

⑤ 各個人所得を合算し、世帯の所得合計を出します。

⑥ 11ページの世帯所得に係る特別控除を確認します。

⑦ 差引所得金額を計算します。

①総収入 ②所得

③特別控除(2)

⑥特別控除(1)

⑦差引所得額

は13ページ（申込書の書き方）を参考にして、記入してください

A 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト・事業専従者等）

① 現在の勤め先に就職した日が、令和7年1月2日以降の方

現在の勤め先でのあなたの
月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞 与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合 計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が令和7年1月2日以降で12か月分の収入がある方
令和8年8月からさかのぼって12か月分の収入額を左表で合計して推定年収を計算してください。

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和7年1月2日以降で12か月分の収入がない方
実際に支払いを受けた収入額を左表で合計してから月額平均を出し、12倍して推定年収を計算してください。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で1か月分の給与が支給されていない方
基本給、家族手当、住宅手当等の毎月必ず支給される固定的給与を12倍します。

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算した後で所得金額に換算してください。

※休職期間がある場合は、福祉住宅サービスへお問合せください。

5ページ(2)
「①総収入」に記入

①で求めた推定年収を障害者住宅の所得金額に換算します。

次の区分に従って、次ページの「総収入額を障害者住宅の所得金額に換算する計算式」にあてはめて換算してください。

(1) 推定年収が0円～1,899,999円の方

(2) 推定年収が1,900,000円～6,599,999円の方

12か月分の収入額を端数整理してから、次ページ表の「総収入額」に対応する計算式で、所得を計算します。

【端数整理の仕方】 $\boxed{12\text{か月分の収入額}} \div 4 = \boxed{A} \rightarrow 1,000\text{円未満を切り捨てた額}$
| |
端数整理後の額

(3) 推定年収が6,600,000円～8,499,999円の方

② 現在の勤め先へ就職した日が、令和7年1月1日以前の方

【源泉徴収票がある方】

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る 者	住所 又は 居所 文京区春日 1-16-21	(受給者番号)			
		(役職名)			
		氏 名	(フリガナ) ブンキョウ タロウ		
		名	文京 太郎		
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	内 千 円 2386998	円 1488800	千 円 内 千 円	円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)
有 従有	老人 特 定 老 人 其 他	内 人 従 人 内 人 従 人	その他 人 従 人	人 内 人 従 人	非居住者である親族の数

5ページ(2)
「①総収入」
に記入

5ページ(2)
「②所得」
に記入

この金額から 100,000 円を引いた金額を「所得」の欄
に記入してください。

※給与所得と年金所得の双方がある方や休職期間がある
方は福祉住宅サービスへお問い合わせください。

【源泉徴収票がない方】

令和7年1月から令和7年12月までの税込支給額を合計した金額が総収入となります。

申込書の「総収入」の欄に記入し、次に下段の計算式で総収入額を所得金額に換算します。

総収入額を障害者住宅の所得金額に換算する計算式

前ページの推定年収に対応して所得を計算します。

5ページ(2)
「②所得」に記入

	12 か月分の 収入額	税法上の所得金額	障害者住宅の 所得金額
(1)	650,999 円未満	0 円	0 円
	651,000 円～ 1,899,999 円	12 か月分の収入額－650,000 円	税法上の所得金額 －100,000 円
(2)	1,900,000 円～ 3,603,999 円	●次のとおり、12 か月分の収入額を端数処理します。 12 か月分の収入額 ÷ 4 = A → A の 1,000 円未満を切り捨てた額 = B → B を右の計算式にあてはめてください。	税法上の所得金額 －100,000 円
	3,604,000 円～ 6,599,999 円	B × 2.8－80,000 円 B × 3.2－440,000 円	
(3)	6,600,000 円～ 8,499,999 円	12 か月分の収入額 × 0.9－1,110,000 円	

B 事業等所得の方（自営業・外交員等）

- ① 現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前で確定申告をしている方

(1)所得証明書類（納税通知書、課税証明書等）

例：納税通知書

■特別区民税・都民税納税通知書

※自営業の方など、住民税を納付書により納付される方に対して例年6月頃に区市町村より送付されるもの

納付期限は、特別区民税と都民税ごとに100円未満を切り捨てた額の合計額です。

★納税期限は、特別区民税と都民税ごとに100円未満を切り捨てた額の合計額です。

特別区民税・都民税納税通知書 ②

課税地

整理番号

以下のとおり通知します。

課税地

備考

課税される所得金額 (①～③)		特別区民税額	都民税額
都所得・山林・遺贈			
労働者給与所得			
株式等・不動産所得			
(1) 小計			
(2) 税額控除等合計額			
(3) 所得税額 (①) - (2)			
(4) 均等割額			
(5) 年税額 (③) - (4)			
(6) 特別徴収額 (納付) (7) 特別徴収額 (公費年金) (8) 特別徴収額 (滞納) (9) 特別徴収額 (滞納)			

① 年税額は、特別区民税と都民税ごとに100円未満を切り捨てた額の合計額です。

納税区分	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	随時割
税額					
(1)(6)の地方税					
滞納付額					
納付額					
納税額					

上記金額の内訳は、別紙の「特別区民税・都民税内訳書」の①、②、③の該当箇所を参照してください。

○ 税額（納付額）が変更になった場合は、先に送付した納付書を差し替えてください。

公的年金に係る特別徴収（年金からの引き落とし）の税額

※下記の太枠内の金額が(7)です。

徴収月	通知金額 (円)	徴収月	特別徴収税額 (円)	徴収月	次年度上半期税額 (円)

公的年金に係る特別徴収制度が平成21年度から導入されました。

税率等については、裏面に記載してありますので、ご確認ください。

(1)(6) 所得税額から特別徴収(7)(8)～(9) 地方税額・株式所得割額等の合計額

(1)(5) - (6) - (7) - (8) - (9) 特別徴収額

文京区 総務部 税務課 課税第1・2係 電話番号03(3812)7111 内線2275～2285 Faksi 03(5803)1154～5

5 ページ (2) 「②所得」に記入

例：課税証明書

特別区市民税・都民税 課税証明書

賦課期日住所 文京区春日1丁目1番10-101号
氏名 文京 花子

和当年度		令和 5 年度 (令和 4 年中)	課 税 品 目	課 税 率	課 税 額	備 考	
所得の内訳	給与所得	(収入金額) 円	区 徴 収 控 除 額	円	上記以外の課税所得金額	円	
	年金所得	所得金額	円	社会保険料控除額	円	区 徴 収 額	円
		(収入金額)	円	小規模企業共済等控除額	円	区 徴 収 額	円
	所得金額	円	生命保険料控除額	円	都民税	所得控 額	円
	*****	円	地震保険料控除額	円	均 等 割 収 額	円	
	*****	円	医療者控除額	円	年 間 割 収 額	円	
	*****	円	医療者特別控除額	円	参 考 扶養人数 区課税支配額有 老人 人 (内同居 人) その他扶養 16歳未満 人 受給者特別 人 (内同居 人) 普通 人 本人就学 人		
	*****	円	障害控除額	円			
	*****	円	障害障害者控除額	円			
	*****	円	本人障害控除額	円			
所得の内訳	*****	円	区 徴 収 控 除 額	円	記載の所得割額は以下の金額の差し引き後の金額です。 調整控除額 (円) 区 民 税 都民税 区 民 税 区 民 税		
	*****	円	区 徴 収 控 除 額	円			
合 計 所 得 金 額		円	所得控除額合計	円			

備考： 〇〇 〇〇

文京区長

課税証明書は、シビックセンター１０階税務課、２階戸籍住民課、地域活動センター（礪川を除く）区民サービスコーナーで取得できます。（マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアでも取得できます。）

(2)確定申告書Bの控え

(地代家賃の内訳が分かる収支内訳書または青色申告決算書を含む)

収支内訳書(2枚目)

青色申告決算書(3枚目)

<収支内訳書または
青色申告決算書>

家賃以外の管理費、共益費等の
金額を提出時に確認します。
家賃を経費計上していない
場合は空欄のままで提出して
ください。

② 上記1以外の方 下の表に従って12か月分の所得金額を計算してください。

次の(1)(2)(3)から当てはまるケースを選び、所得を計算します。

営業した年月	収入	必要経費	所得金額
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
合計			
か月(A)	所得金額計		円(B)

※病気等により1か月分に満たない月がある場合は
その月を除いて推定計算してください。

※家賃を経費計上している場合は
その内訳を申込時に確認します。

●左表に該当する1年分の必要事項を記入
してください。

(1)確定申告をしていないが、令和7年1月1日以前に
現在の事業を始めた方

令和7年1月から令和7年12月まで

※入居資格審査までに確定申告していることが必要です。

(2)現在の事業を始めた日が、令和7年1月2日

～令和7年6月1日までの方

令和7年6月から令和8年5月まで

(3)現在の事業を始めた日が、令和7年6月2日以降の方

事業を始めた翌月から令和8年5月まで

※下の計算式で1年分の所得金額を計算してく
ださい。

5 ページ(2)
「②所得」に記入

$$\frac{\text{(B) 所得金額合計}}{\text{(A) 営業した月数}} \times 12 = \text{推定所得金額}$$

C 年金を受けている方

厚生年金、老齢年金、国民年金、共済年金、年金基金等の年金収入が対象です。遺族年金、障害年金は対象外です。なお、個人年金は、確定申告で申告した金額を事業等所得に加算してください。

令和7年1月から令和7年12月までに支払いを受けたすべての年金等を合計し、「所得金額」に換算します。

- ① 令和6年12月以前から年金を受けていて、変更のない方
「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額を確認してください。

令和 7 年分 公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所
	(フリガナ)
	氏名
区 分	支 払 金 額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円

支払金額を合計した額を記入してください。

- ② 令和7年1月以降に年金を受け始めた方、
年金の支給額が変更になった方

「年金決定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、
下段で障害者住宅の所得金額に換算してください。

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類	年金	基礎年金番号・年金コード

あなたにお支払いする年金額は、
左の太フク内の金額

5ページ(2)
「①総収入」
に記入

5ページ(2)
「②所得」
に記入

年金収入を障害者住宅の所得金額に換算する計算式

下段で計算した所得金額を
記入してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	障害者住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	税法上の所得金額－100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	税法上の所得金額－100,000円
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	税法上の所得金額－100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	税法上の所得金額－100,000円

◎4,099,999円を上回る方、もしくは年金の他に収入のある方は、福祉住宅サービスへお問合せください。

D 特別控除について

申込者又は同居親族に所得がある場合で、次の「控除の種類」にあてはまる場合は、
 (1) の場合は申込世帯の合計所得金額から、(2) の場合はその方の所得金額から、
 それぞれの特別控除金額を差し引きます。

(1) 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの(申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
㉖ 老人扶養控除	1人につき 10万円	申込みのとき、所得税法上の扶養親族又は同一生計配偶者で70歳以上の方
㉗ 特定扶養控除	1人につき 25万円	申込みのとき、所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の方
㉘ 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳3級～6級の方 4 戦傷病者手帳第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で、上記1又は3と同程度である者として福祉事務所長の認定を受けている方
㉙ 特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳1級・2級の方 4 戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で、上記1又は3と同じ程度である者として福祉事務所長の認定を受けている方

(1) の特別控除金額の合計

万円



5ページ(2)
 「㉙特別控除(1)」
 に記入

※「㉙特別障害者控除」を受ける方は「㉘障害者控除」をあわせて受けることはできません。

（２）特別控除を受ける方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

（申込者・同居親族が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
㊦ 寡婦控除	27万円	1 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次の①及び②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が 5,000,000 円以下の方 ②扶養親族を有する方 2 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が 5,000,000 円以下の方（扶養親族又は生計を一にする子がない方もあてはまります。）
㊧ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、次の①及び②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が 5,000,000 円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

（２）の特別控除金額

万円



5ページ（２）
「③特別控除（２）」
に記入

- ※ 特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額を差し引きます。
- ※ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ※ 「生計を一にする子」は、他者の控除対象配偶者又は扶養親族ではない、かつ年間所得金額が 480,000 円以下の場合をいいます。
- ※ 「㊧ひとり親控除」を受ける方は「㊦寡婦控除」をあわせて受けることはできません。

こんなときは・・・

- 1 「申込み後に、住所が変わってしまった」
最寄りの郵便局に「転居届」を提出して、福祉住宅サービスからの通知を受け取れるようにしてください（福祉住宅サービスにご連絡いただいても住所変更はいたしません。）
- 2 「抽選番号・抽選結果の通知が送られてこない」
切手を貼っていない場合や金額が不足している場合は、抽選番号等の通知をお送りできません。はがきが届かない場合は福祉住宅サービスへお問合せください。
- 3 「資格審査対象者となった後に住所が変わってしまった」
最寄りの郵便局に「転居届」を提出して、審査通知を受け取れるようにしてください。あわせて、福祉住宅サービスへご連絡ください。また、転居前の住宅の賃貸借契約書等は破棄せずに保存しておいてください。

文京区福祉住宅サービス 電話 03-5803-1238（直通）

● 使用申込書の書き方（記入例）

別記様式第1号（第3条の2関係）

文京区障害者住宅使用申込書

令和 8 年 月 日

文京区長 殿

私は、文京区障害者住宅条例に基づく障害者住宅を使用したいので、関係書類を添えて申し込みます。

申込 区分	あき家	1 単身用 2 家族用
抽せん 番号	※	登録 番号

※欄は記入しないでください。

申 込 者	郵便 番号	112-0003	区内在住 年数	○年	電話 番号	〇〇〇〇-XXXX
	住 所	文京区 春日 1 丁目 16 番 21 号 方・荘・アパート 号室				
	フリガナ	フンキョウ ハナコ				
	氏 名	氏 文 京	名 花 子			

住 宅 に 入 居 し よ う と す る 世 帯 の 構 成						
(フリガナ)	続柄	生 年 月 日 (年 齢)	職業	年 収 額		現 在 働 い て い る 勤 務 先 ・ 事 業 所 の 名 称
氏 名				総収入	所得	
				所 得 の 種 類		障害の程度（身体障害者手帳・愛の手帳）
申 込 者	本人	大(昭)平・令 30年 4 月 1 日 (71 歳)	無職	円 1,428,000	円 228,000	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日 身体障害 4 級 ・ 度
		大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日 級 ・ 度
		大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日 級 ・ 度
		大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日 級 ・ 度
特 別 控 除 額				△ 円 270,000		特別控除対象者 種類 文京花子 障害者控除
計 人	差 引 所 得 金 額			円 0		入居しないが、申込者 又は同居親族が所得税 法上扶養している親族 の数（遠隔地扶養） 0 人

世帯に収入がない場合に記入してください。

ア 生活保護を受けている。 イ 失業中である。 ウ 仕送りなどで生活している。 エ その他（ ）

申込みに当たっては、以下の事項を誓約し、又は同意します。

- この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者（同居しようとする者を含む。以下「申込者等」という。）が暴力団員であるときは、使用予定者の決定又は使用の許可を取り消されても異議がないこと。
- 使用の許可を受けた後に、申込者等が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すこと。
- 申込者等が暴力団員であるか否かを確認するため、警視庁へ照会がなされること。

申込者氏名 文京花子

（裏面も記入してください。）

○ 世帯の中で特別控除を受ける方がいる場合には、下欄に記入してください。

氏名	特別障害者	障害者	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡婦	ひとり親
		文京花子				

※ 給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方は、基礎控除振替分が所得から控除されます。

○ 世帯の健康状態を記入してください。

	健康状態	介助の必要性（注）	現在の状況	入居しても引き続き介助を受けられますか
申込者	1 良好 2 普通 3 病弱	1 必要としない。 2 必要とする。	1 介助を受けている。 2 介助を受けてない。	1 受ける。 2 受けられない。
同居の親族	1 良好 2 普通 3 病弱	1 必要としない。 2 必要とする。	1 介助を受けている。 2 介助を受けてない。	1 受ける。 2 受けられない。
同居の親族	1 良好 2 普通 3 病弱	1 必要としない。 2 必要とする。	1 介助を受けている。 2 介助を受けてない。	1 受ける。 2 受けられない。
同居の親族	1 良好 2 普通 3 病弱	1 必要としない。 2 必要とする。	1 介助を受けている。 2 介助を受けてない。	1 受ける。 2 受けられない。

（注）「介助の必要性」で2に○印をつけた方のみ、「現在の状況」、「入居後の介助状況」を記入してください。

○ 世帯の住宅の状況を記入してください。

現在の住宅 の居住者数	1 人	台所	①有 2 共用 3 無	住宅に困っている理由
住宅の種類	1 借家 2 借間 ③ 民間アパート 4 その他（ ）	設備	①有 2 共用 3 無	
		風呂	①有 2 共用 3 無	
		家賃	月額 90,000 円	
住宅の規模	2 ③ K・DK・LDK ※ 1 K、2 DK 等と書いてください。	住宅の所有者氏名		① 家賃が高い。 2 環境が悪い。 3 立ち退き要求を受けている。 4 設備が不十分 ⑤ 住宅が老朽化している。 6 住宅が狭い。 7 通勤に不便 8 災害の危険がある。 9 結婚するため 10 その他（具体的に）
6 畳 6 畳 畳 ※ 各居室の畳数を書いてください。	住宅所有の有無	申込家族の中に土地・建物の所有者がいますか？ ア いる ① いない		

切手を貼っていないもの、金額が不足しているものは、抽せん番号等の通知ができません。抽せん番号の電話等による照会をご遠慮ください。

郵便はがき

85円切手を必ず貼ってください。

112-0003

(住所)

文京区 春日 1-16-21

(氏名)

文京 花子 様

太線内のみ記入してください。

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

文京区福祉住宅サービス

電話 03-5803-1238 (直通)

申込区分番号	抽せん番号
2-1 単身用	
2-2 家族用	

太線内の 2-1 単身用または 2-2 家族用に○印をしてください。

郵便はがき

85円切手を必ず貼ってください。

112-0003

(住所)

文京区 春日 1-16-21

(氏名)

文京 花子 様

太線内のみ記入してください。

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

文京区福祉住宅サービス

電話 03-5803-1238 (直通)

申込区分番号	抽せん番号
2-1 単身用	
2-2 家族用	

太線内の 2-1 単身用または 2-2 家族用に○印をしてください。

(切りはなさないでください。)

《注意事項》

- 1 申込みには、「使用申込書」のほかに、「抽せん番号のお知らせ」と「抽せん結果のお知らせ」用のはがきを提出してください。
- 2 はがき2枚には、住所、氏名を記入し、85円切手を必ず貼ってください。
- 3 申込みは1世帯につき1通です。重複申込みをしたときは無効とします。申込用紙に不備がある場合は受付できません。

文京区内郵便番号

オ 大塚 112-0012	セ 千石 112-0011	ホ 本駒込 113-0021
音羽 112-0013	千駄木 113-0022	本郷 113-0033
カ 春日 112-0003	ニ 西片 113-0024	ム 向丘 113-0023
コ 小石川 112-0002	ネ 根津 113-0031	メ 目白台 112-0015
後楽 112-0004	ハ 白山 113-0001	ヤ 弥生 113-0032
小日向 112-0006	(1丁目)	ユ 湯島 113-0034
ス 水道 112-0005	白山 112-0001	
セ 関口 112-0014	(2～5丁目)	

● 申込みから入居まで

申込期間	令和8年8月17日（月）から8月31日（月）までに 福祉住宅サービスに届いたものに限り受け付けます。
------	---

抽せん番号 の通知	令和8年9月7日（月）頃に発送する予定です。
--------------	------------------------

抽せん会 （公開）	令和8年9月16日（水）午前10時から 文京シビックセンター11階 1102会議室
--------------	--

*当日は、会場に来場しなくても支障ありません。

抽せん結果 の通知	令和8年9月下旬頃に発送する予定です。
--------------	---------------------

使用予定者

→ 辞退者

入居資格 審査	審査に必要な書類を提出していただき、書類審査及び 実態調査を行います。
------------	--

→ 失格者

合格者

入居手続き	保証金（2月分）の納入及び連絡先となる方（1名） が必要です。
-------	------------------------------------

入居	使用許可日から15日以内に入居していただきます。
----	--------------------------

補欠者

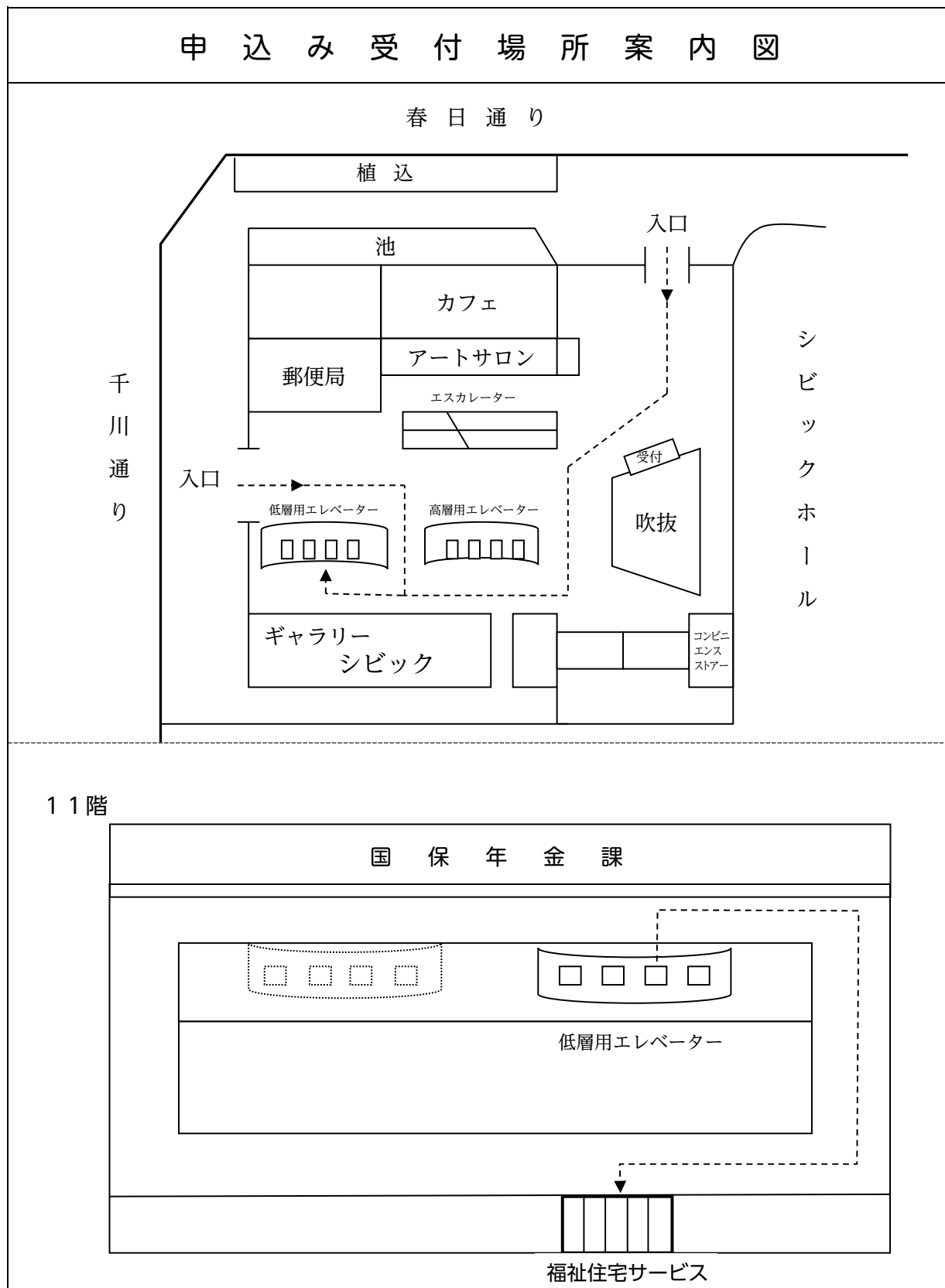
資格審査により失格者が出た場合又は辞退者が出た場合に、順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。

※当選から入居まで2～3か月程度かかります。

なお、今回の補欠順位は令和9年9月15日までに空き家が発生した場合には有効となります。

● 申込み受付場所

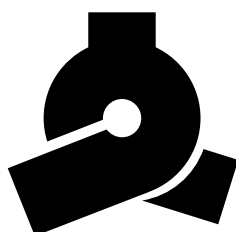
文京区福祉住宅サービス（文京シビックセンター１１階北側）へ
低層用エレベーターで１１階へお越しください。



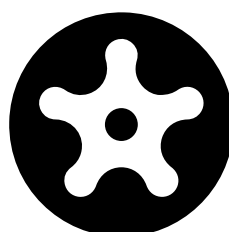
入居資格に関する基準日一覧表

本募集案内の説明にある年齢などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
区内に1年以上居住	2025年	令和7年	8月31日以前から文京区に居住している
16歳以上、23歳未満	2003年	平成15年	9月2日以降の生まれから
	2010年	平成22年	9月1日以前の生まれまで
60歳以上	1966年	昭和41年	9月1日以前の生まれ
65歳未満	1961年	昭和36年	9月2日以降の生まれ
65歳以上	1961年	昭和36年	9月1日以前の生まれ
70歳以上	1956年	昭和31年	9月1日以前の生まれ



紋章



シンボルマーク

申 込 受 付 ・ 問 合 せ 先

文京区福祉住宅サービス

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

文京シビックセンター11階北側

電話 03-5803-1238 (直通)